# ひめしゃら法律事務所ニュース 2010年11月15日号

談をおこなっています。路上の ってしまったという人の生活相

人が5割から6割ぐらい。

ひめしゃら法律事務所

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F TEL. 042-548-8675 FAX. 042-548-8676

http://www.himesyara.com

が問題だったのです。生活相談

保証人問題につまずいてしまっ

した。

どうにもならないというの

宿の人はアパートに入るときに

私たちが始めたときは、

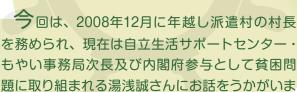
るのですか。 の連絡先を知 て「もやい」 は、どうやっ いらっしゃる方

杉野 すね。 と保証人提供 の2本立てで 相談に

誠さんを迎えて

は完全に口コミです。 う人たちがかなりの ットで見て来たとい コミ社会なんです。 路上は、もともと口 割合でいます。路上 もらえるとか」など 「どこに行けば弁当が

-人ひとりが自立できる社会のために るような人たちですけ ングプアと言われてい



湯浅

やっぱり敷居が高

なぜでしょう。

に相談に来られるの のではなくて、「もやい」 律家にまず相談を求める テラスの法律相談とか法

うね。皆さんネクタイ締 いというのがあるでしょ

めてきっちりしているじ

反 貧 困

けれども、たまに家族もいます。

もう一つは、アパートに入る

最近

人とか、8割方は単身者です

はあるけれども生活が持たない フェで暮らしている人とか、 はDV被害の人とか、ネットカ

は債務保証会社がたくさん出 さいの保証人の提供です。

てきて大分変わってきました



杉野公彦 弁護士 直 弁護士 松縄昌幸 聞き手/ 大谷 弁護士

大谷 その人たちが、 40~50人ですね。

法

を受ける側に回っている。そういう中で出 です。相談に来た人たちが今自分が相談 の3割くらいはもともと相談に来た人なん です。「もやい」で今相談を受けている人 が相談を受けている人か、よくわからない だければわかりますが、 やないですか。私は締め たことがない。「もやい 事務所に一度来ていた 誰が相談者で誰

彼らにはネ

す。昼になったら飯が出てきて、相談に来 うのは、口づてだったりすると何となく伝 来る雰囲気というのはやっぱりあるんで ている人たちも食っていくとか、こっちも 緒に食うとかいうNPO的な雰囲気とい

1 ひめしゃら vol.5

わるわけです。

もやい」に集まってくる人たち

湯浅さんがやられている「もや

すが。

生活が成り立たなくな

い」の活動をご紹介いただきたいので

杉野

湯浅 ですね。ネットが使え ネットと口コミ

る若い人たち、ワーキ

です。

が口づてに伝えられるの メディアに載らない情報

杉野

1日どれぐらいの

方が訪れるのですか。

湯浅 相談日で1日大体



# 自立とは

大谷 る方も来られるんですか。 働いていらっしゃ 働いている人は1

割ぐらいかなと思います。

もう3カ月丸々仕事がないんだみたいな人 非常に不安定な働き方という意味で、例 い方なんですか。 大谷 じゃあ、8割の方はもう仕事がな も含めれば2割ぐらいかもしれません。 えば床張りとか内装の大工をやっていて、

るわけです。 せん、みたいなね。多くの人たちは、びっ やってはいけないような雰囲気があるんだ くりするほど所持金がなくなってから来 と思うんです。簡単に人を頼ってはいけま 持ち的にもできないし、社会的にも何か 談というのがなかなかできないですね。気 **湯浅** 失業してしまっている。早めの相

にくいと思うんです。 たマイナスイメージがあるので、声を出し って、人に頼るのは自立できない人といっ 人で生きていくことみたいなイメージがあ 湯浅 今、自立というと誰にも頼らず1 に行かれないという心理状態というのは。 大谷 人に頼ってはいけない、早めに相談

助の必要な人たちが自分たちもほかの人 と同じように1人暮らしがしたい、と。で 代に障害者の人たちが自立生活運動とい うのを始めましたが、そこでは24時間介 もともと自立というのは、1970年

直 弁護士

時間介助の必要な もその人たちは24

りに募って生活を 始めるわけです。 介助の人たちを周 人たちであって、

のイメージが変わってしまったんです。 は、 わゆる新自由主義的に変わってしまったの 自立なんだと彼らが提案した。その自立 がら自分の生活をコントロールできるのが しをすることで自分の財布の残金と相談 ることが前提で、自分の財布と相談しな なと思える。必要なときは人の手を借り しながら、今晩はハンバーグを食べようか しかできないわけですね。でも、1人暮ら 自分の施設にいたら施設の用意する食事 90年代ごろですね。

世の中は弱肉強食で厳

しい世の中なのだか

# 切り捨てる理屈 自己責任論というのは相手を

と思うんですね。 景が変わってしまった という自己責任とは背

説明してください。 論を批判しておいでになりますが、少し **杉野** 湯浅さんは著書のなかで自己責任

発言をしたわけです うことに近いような 捕まってしまったとい 己責任なんだから、 っても知らないよとい

泉政権の発言ですけれども、退去勧告を のは、イラクの人質事件のときに当時の小

出していたのにイラクにとどまったのは自

松縄昌幸 弁護士

です。自分の力で切り開かなければだめ それは、おまえの問題でしょうというわけ 任論って必ず相手に対して使うんですね。 ったんですね。自己青 手を切り捨てる理屈だ 己責任論というのは相 あともう一つは、自

ないし関わる気もな

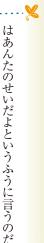
自己責任というのが有名になった

これは必ずうまくいっ 使うわけですね。それ ていない相手に対して うのが自己責任論で、 だろうというふうに使

が、政府がそれをいっ といわれるようなもの というと、新自由主義 てはいけないだろうと からだと思うんです とくっついてしまった 文脈になっていったか うのが何で今みたいか つまり自己責任論とい いうことが一つですね

## 湯浅さんとお会いして

実際にお会いした湯浅さんはメディアを通して抱 会となりました。



分の力で生き残ってい

何をやるにしろ自

かなければいけないぞ

ら、昔の「あんた、もっと頑張りなさいよ」! けれども、そのときに一番込められている

という話になっていったわけですね。だか

杉野公彦 弁護士

です。おれは関われ いるわけじゃないん ことを考えて言って です。本当に相手の 関係ないということ メッセージは、

うのは非常に無責任なんです。 ですね。それは結局、おれは関係ない、 と思うんです。だから、自己責任論とい 過ぎないので、ある種の責任放棄なんだ 社会は関係ないということをいっているに うしようもないよというふうに使うわけ いので、自分で何とかしてくれなければど

(大谷 直)



### 誠 (ゆあさ まこと) さん

1969年東京都生まれ。

内閣府参与、自立生活サポートセンター・もやい事務局次長、反貧困ネット ワーク事務局長。

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。

1995年、大学院在学中からホームレス支援などに関わる。

他のNPOと協力の上「年越し派遣村」を開設。村長を務めた。 2008年) ほか、多数の 『反貧困 ― 「すべり台社会」からの脱出』(岩波新書 著書がある。

もやいホームページ http://www.moyai.net/

というのは自由競争ですよね。

ますね。 額な報酬をとる選手が増えてい サッカー選手などでも高

が変わっていったのでしょう。 ったと感じています。プロスポーツの世界 あるがゆえにすごいみたいな話というの ろいろスポーツの人気というのはずっとあ 上に急激にクローズアップされたんです 例えばスポーツの世界とかがそれまで以 ったという感じがしますね。 にかけて、社会全体の雰囲気は変わってい 新聞のスポーツ欄の紙面が2倍ぐらいにな あのころぐっと高まっていくんですね。 もちろん昔から『巨人の星』とか、 90年代後半から2000年代前半 だけど、スター選手をスターで あのころから

うのは、 いない。そういう動きと今話した自己責 なっても、それってどうなんだという人は 億もらおうが、スゲエー!という話には 抗感はもうないですよね。イチローが何 だんだん変わっていって、今はそういう抵 ろいろあったのですけれども、そこら辺は いるんじゃないのかみたいな話なんかもい もらっていいのか、チームプレーでやって かな。 1億円プレーヤーになるあたりのときとい 今中日の監督の落合さんですね。 ふうにして、これを切り開いていったのは、 実力を持っている以上は当然なんだという 億稼ごうが、それはその人がそれだけの ヤーが幾らもらったってそれは当然だ。何 ていくようになるんですね。スタープレー 由競争社会の典型として、もてはやされ 食社会なんです。それがわかりやすい自 うかだというわけですね。 任論の話というのは、いろんなところでセ いろいろ話がありました。そんなに たしか90年代前半ぐらいだった 純粋な弱肉強 彼が

多くの人たちは、びっくりするほど所持金 がなくなってから来るわけです。

トになっています。

弁護士に対する注文

る率直なご注文をいただけるとありがた いのですが。 最後になりますが、弁護士に対す

費制の問題、

法テラス、

民事法律扶助の

う関わっていくかを考えていただきたい。 湯浅 日常生活支援の領域に弁護士がど

> きの労基署とかハローワークとか、法的だ 民事扶助の問題がくっついてくる。 けない。本人には支弁能力がないですか には、民事法律扶助のお金がつかないとい 出す必要があると思うんです。そのため な行政サービスの領域に、 けれども法律家じゃなくてもやれるよう 生活保護申請にしろ、労働トラブルのと 弁護士増員問題と法テラスの問 弁護士が手を

思っている弁護士がたくさんいるわけで 領域はわざわざ弁護士がやらなくてもと れと同じで生活保護だ何だと、そういう 弁護士の仕事じゃないと言われていて、そ 位置付けですよね。昔は多重債務なんて るものやらなければいけない仕事だという はお金は儲からない。だけど、弁護士た るべきだと思っています。確かに、それで ある意味では国選弁護みたいなものにな すか。私は、 うことが、まずは分かれ道なんじゃないで 弁護士会が位置付けていくかどうかとい 談とかを自分たちのやるべき仕事として 護申請同行とか、あるいは労働問題の相 は一緒ですから、結局そういう中で生活保 制の問題って、教育の貧困の問題と構造 的にはくつつくのだと思っています。 す。そこをどうするのか。 私、司法修習生の給費制の問題も結果 そういう行政サービスも、 増員問題や給

れども、スポ

市場原理と結びついた自己責任論

湯浅

いつ頃からそんな風に社会の雰囲気

訳なんかはしても意味がない、 ーツ選手が必ずいうのは、

勝つかど

負けたら言い

ないとなかなか今後の展開が見えてこな 問題にしても、そこがしっかり最初に立た

いのではという気がしています。



元日本経済新聞社論説委員

## 藤川 忠宏

を身に付けてきてください」 法科大学院に入学して二ヵ月が経った 「あした、何でもいいからピンクのもの

示すのだという。 れた。ある一日、 衣類や装身具を身に付け、 同じクラスの女子学生からそう言わ クラス全員がピンクの 連帯の意思を

はて、ピンクで示す連帯の意思ってな んだろう。乳がん撲滅キャンペーン のピンクリボンなら知っている カラーシャツを着ることにし た。妻に話すと、「ピンクシャ ながら、持っていたピンクの が、それでもないようであ る。新しい国際連帯運動の 環なのであろうか。訝り と言って、黄色と黒の ツだけでは淋しいわ 蝶ネクタイを結んでく れた。出来損ないのチ ンドン屋のような格好 に仕上がった。

翌日教室に行くと、

穏な空気が漂っておりますな」。 この日唯一の授業である刑法の教授であ るピンクも、これだけ揃うと脅威である。 やピンクのヘアバンド、スカーフを髪に 生が座っている。なかにはご丁寧にピン カッターシャツやブラウス、セーター ピンクの海である。目にも鮮やかなショ 饒舌になっていた。人の心を浮き立たせ クの上下のトレーナーを着込んでいる者 ズピンク、しっとりと落ち着いたダーク ッキングピンク、薔薇の花のようなロー ぬ服装に驚いた様子で一言、「なにやら不 った。教室に入るなり、学生のただなら 巻いた女子学生もいる。誰も軽い興奮で ピンクなど、さまざまな種類のピンクの そのピンクの脅威をもろに受けたのが カーデーガンを身に付けた学

雰囲気に戻った。 に講義が始まり、 に爆笑が起きた後、何事もなかったよう たという謹厳実直そのものの教授の言葉 苦学して司法試験に合格し学者になっ 教室はいつもの厳粛な

そこでやっと、「ピンクの日」の意味が

感である。 る喜びを噛み締めていた、というのが実 期にこんなに自由で充実した時間が持て 議論する愉快さ、人生の終わりに近い時 ないことが段々理解できるようになる楽 なかった。法律書や判例を読んで分から いた。しかしそれが苦痛と感じたことは に向かう時間は、毎日一二時間を超えて ょう」。決まってそう聞かれる。確かに机 学院に進学して、 しさ、孫の歳に近いような学生と真剣に 試験に合格した。「勉強が大変だったでし 六〇歳で新聞社を定年退職し、 六五歳でやっと新司法 法科大

> パー・チェイス」のような手段を選ばな 級友は限られた椅子を争うライバルであ という小説は、ロースクールでの激しい ライバルでもある。「ペーパー・チェイス」 い競争が展開されてもおかしくない。 ることがもっとはっきりしている。「ペー 学試験となっている日本では、 るはずの司法試験が実質司法研修所の入 順位争いを描いたものだ。資格試験であ 入生は、そう脅されるという。級友は、 は、来年この学校にいないかもしれない」。 なされる。「いま君の隣に座っている学生 それに対し厳格な成績評価と修了認定が ふさわしい厳しい教育と訓練が行われ、 クールである。法律のプロを養成するに ハーバード・ロースクールの入学式で新 して設置されたプロフェッショナル・ス 養成制度を整備するために、その中核と 法科大学院は、プロセスとしての法曹 隣に座る

乳がん患者に対する連帯の意思表示でも、 目指す戦友でもある。ピンクの服装は 残している。私も「ロースクールの月. 過ごしにけり末二年」という辞世の句を 五二歳で死んだ井原西鶴は「浮世の月見 掛かった。人生五〇年といわれた時代に 試験に合格すべきところ、二年も余計に 本来なら三年で法科大学院を修了し司法 かったので、つい長居をしてしまった。 ちの優しさとしなやかさを感じた。 にも付かない遊びの中に、いまの若者た 決めて全員がピンクの服を着るという愚 意思表示であったに違いない。ある日を お互いの切磋琢磨と協力共助を誓い合う 難民に対する連帯の意思表示でもなく 三十数年ぶりの学生生活が余りに楽し

を二年間見過ごしてしまったようである。

## 11月3日刊行 日本国憲法と裁判官 「司法の危機」を体験し、良心と独立を 守り続けた30人の元裁判官が、 史と自らの体験、そして司法の未来を語 る珠玉の証言集。 宮本康昭弁護士 執筆 2940円 (税込み) 日本評論社刊 \*購読ご希望 の方は事務所まで。

ともに、司法試験合格という同じ目的を

理解できた。級友は、ライバルであると

されると思いますので紹介します。 職場をやめずに頑張ったケースとして特筆 くるケースが多い中で、この件は依頼者が です。そのため、職場を辞めてから相談に くなり、退職せざるを得ないことが多いの 精神的苦痛から出勤すること自体ができな 職場でのセクハラは、被害者にとっては

# ◎ 事件の概要

グループとしては社員数 従業員数は30名程度であるが、 員2名である。彼女達の勤務する会社は、 依頼者は、健康商品開発会社の女性従業

できなかった。

な身体への接触行為があり、帰りの新幹線 の中では「泊まりの出張はだめなの?」等 さらに今年初めの地方出張の際にも、執拗 の言葉をかけられるなどした。 からボディタッチをされることが続いた。 Aさんは、このとき以降、会社内で社長

# をつくろう」との思い 「セクハラのない働きやすい職場

な聴き取り調査を行ったところ、社長から Aさんは、Bさんと相談し、社内で簡単 同様の被害を受けている女性従業員 が複数名存在し、中には、セク

# 事務所事件から

百名を有する企業の

# あるセクハラ事件

## 弁護士 伊吹 勝美

員も多数いることがわかった。 ハラが原因で退職に至った従業

つである。 Aさんは、数年前に

ザインを担当しており、既婚者で小学生の 会社に入社して、主に商品デ お子さんもいる。Bさんは、入社して1年

出来事にショックを受け、拒否することも 格させてあげる」などの言葉をかけられ、 会では社長から「愛人にならないか」「昇 らされ、腰の辺りを執拗に触られた。2次 太腿等を触られ続けた。Aさんは、 の宴席であった。はじめから社長の隣に座 は、入社1年ほど経った頃に行われた会社 Aさんが最初にセクハラ被害を受けたの

# ひめしゃら法律事務所に相談

うこともあってか、Aさん、Bさんの活動 かし、他の社員たちは、加害者が社長とい 込んで運動をしていくことを模索した。し どへ相談にも行き、社内の他の被害者を巻 活動を開始した。セクハラの被害者団体な 女性たちのためにも、「働きやすい」「セク 自身が長く働き続ける、また今後入社する に非協力的であった。 ハラのない職場」に変えていこうと決意し、 Aさん、Bさんは、この会社で自分たち

# 弁護士によるセクハラ調査の結果

は、早速、Aさん、Bさんから聞き取り調 会社に提出された。 ハラをした」と認めた。そして、報告書が ころ、社長自身も「複数の女性社員にセク 加害者である社長からも事情聴取をしたと 査を行い、男性社員にも聴取するとともに、 会社から調査嘱託を受けた調査弁護士

# 会社の対応

ある社長を社長職から退かせ、地方の子会 この調査結果を受け、会社は、加害者で

さん、Bさんの職場を変えたいという思い 受けた杉井静子弁護士と私(伊吹)は、A ハラ問題を扱っている弁護士を調べ、ひめ 要であると感じ、受任した。 に会社側に何らかの対応をさせることが必 被害状況から見て、弁護士が仲に入り早急 を続けると解雇されるおそれがあること、 に共感した。そして、2人がこのまま活動 しゃら法律事務所に相談に訪れた。相談を そこで、2人は、インターネットでセク

られた。

# 受任後の動き

で2人が不利益を被らないよう申入れを行 り、被害の実情を話して、セクハラ問題に AさんBさんの雇用の保障と、今後この件 実を確認する必要があるからである。また、 調査に入り、被害者を保護しつつ早急に事 行うよう依頼した。専門家である第三者が 詳しい弁護士など第三者機関による調査を すぐに、グループ全体の会長に連絡を取

平等委員会に調査弁護士の派遣を依頼した。 会社はこれを受入れ、弁護士会の両性の

を受けることはなかった(もちろん事実上 今後も職場で働きたいという希望を持って の不利益もなかった)。 ぼさせずに、本問題を解決するかであった。 いたことから、いかに依頼者に不利益を及 社、加害者の社長の下で働いており、かつ 幸い、今回の件では、依頼者らが不利益 私たちが一番苦心したのは、依頼者が会

上げなければいつまでも問題は解決しな るケースがほとんどである。しかし、声を 手段はいくらでもある、と思った。 い。とにかくまず相談してほしい、 セクハラ問題は、被害者が泣き寝入りす

法人等を特定されないようにする 内容を一部変えています。

から女性社員全員に向けた謝罪の場も設け また、依頼者たちの意向を汲み、社長本人 社に配転させる旨の人事異動を発表した。

## 解決へ

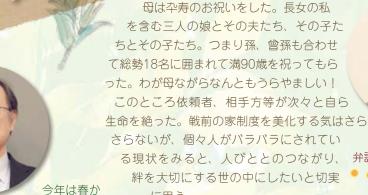
感謝の言葉を伝え、その上で、セクハラの 復防止を依頼した。 害者である社長からAさん、Bさんへの報 再発を防止するための会社の取り組みや加 長と面談し、会社の迅速かつ適切な行動に さらに私たち弁護士はグループ会社の会

る。 いよう経過を見守る必要があると思ってい あるようなので、今後も報復等がなされな 席でAさん、Bさんと顔を合わせる機会も は未だ会社業務に関わっており、会議等の ただ、転勤になったといっても、前社長



## 所員のつぶやき

Ode Yoshitomo 弁護士 大出 良知



に思う。

体育の日の連休、私の

Sugii Shizuko 弁護士 杉井 静子

ら縁起が悪く、大学の役職を引き 受けざるをえないことになってしまい ました。そのため、あまり事務所に顔を出 せないでいます。実務との関わりでは、強 制起訴権限を与えられた検察審査会や裁判員 裁判の実情についての評論活動が中心にな っています。あらためて、両制度が、こ れからのこの国の有り様にとって如 何に重要か感じているところ

今年の夏は暑かったですね! 無事 にこの厳しい夏をこえられま

したか。暑いだけでなく、 東京では1ヶ月も雨が降らな い日がつづき、庭や畑もカラ カラ。街に目立つのはサルス ベリとノウゼンカヅラと原爆に も耐えたというキョウチクトウ ばかり。雑草まで枯れはじめる庭を見て雨乞

Sugii Genichi

弁護士 杉井 厳一

雨乞いという儀式は原始的で神懸かりのように思 われるかもしれませんが、自然を神として懼れ崇めた 古代人の祈りだったのでしょう。水稲が全国に広まった時代以降は権力支 配のひとつになり、これが現在まで各地の習俗として残っています。

人類が自然を破壊してきたことが今日の異常気象を引き 起こしているとしたら、雨乞いをした古代 と現代の我々ではどちらが文化的生活 をしているのかと考えさせられた

いをしたい気持ちになりました。

ところです。

Sugino Kimihiko 弁護士 杉野 公彦

をようやく始めました。 健康を害して依頼者の 皆様に多大なご迷惑をお かけしたことも後押しとな りました。自転車に乗る以

悲願の自転車通

です。

上、営業開始の10時に合わせて出発では、暑さで 汗におぼれてしまいます。涼しい時間に事務所に 来てしまおうと、早朝出勤にもなりました。早 朝出勤で早期に帰宅(職務質問も受けない)、 子どもとも遊べるので今のところ良いこ とずくめです。良い習慣なので 続けたいものです。

> 要支援(?)ひとりぐらし の母たちと週末田舎で過ごす時 間を増やそうと心がけています。 義母懸案の畑仕事も猫まし程度に 参戦。どうせならと定番の野菜の他、 生姜・落花生・黄色の食べるほおずき

等にも挑戦し、汗を目に入れながら農を楽しんでいます。 昨年までは転作に補助金で印を立てさせ、今年は米作りに 補助金で頭を垂れる稲穂がその印の由。沖縄のサトウキビ 農家への補助金は白糖には出て黒糖には出ず、黒糖も存 続の危機とか。汗水流す人々の本当の助けとなる補助 金であって欲しいものです。



Morimoto Tomoyo 事務局 森元 衆代

Otani Naoshi 弁護士 大谷

> -月に法テラスの スタッフ弁護士として養成先

0 0 0 0

であるひめしゃら法律事務所で弁護士の第一歩を踏み 出しました。一年間の養成期間も気付けばあとわずか。こ の間、昨年末入籍した妻とささやかな拳式も行い、充実し た日々を送らせていただいております。来年からは青森県む つ市に新たに開設される法テラスむつ法律事務所に赴任す る予定で、念願だった司法過疎地域での弁護活動が叶うと あって今から張り切っております。いつまでも初心を 忘れず身近で頼れる町医者のような弁護士を目指し て精進してまいります。今後ともよろしくお願 い致します。

政治の体制が変わり弁護 士の業界(日本弁護士連合会) の体制も変わりましたが、その新体 制の弁護士会が何をやろうとしている のかが、気にかかるところです。

たとえば司法修習生の給与廃止反対。私 も修習生になって給料を貰ってほんとに助か ったし、お蔭で田舎から母を呼び寄せること ができたので給与の廃止をしないほうが良い



Miyamoto Yasuaki 弁護士 宮本 康昭

とは思っていますが、それが日弁連の当面の最大の方針であるかのよ うにいうのはまちがいだと思うのです。また「弁護士の貧困」対策。 そう声高にいうけど、日本の社会に充満しつつある厳しい貧困や社 会的格差の増大と同列に扱うべきことではない、と思います。

政治の世界でのポピュリズム(大衆迎合)がやがて蹉跌を 生んだように、日弁連が内向き思考ばかりとなり、会内 向け「弁護士迎合」路線で国民から厳しい批判を 受けることとなることを心配します。

Kusaka Tsutomu

事務局 日下

早いもので、このコー ナーについて原稿を書く時季 がやってきました。当たり前です が前号から一年が経ったということ です。この一年で私自身は変化・成長 したのか?と自問し、確実に一歳年を 重ねたこと、そして山登りを始めた、 ことなどが挙げられます。

民主党連立政権も一年、稲も一年、ハ ゼも一年。そういう意味で一年という

単位の区切りはいろいろ考え深いものがありま すが、皆さんはいかがお考えでしょうか?

東京地方裁判所八 王子支部が、立川に移転し て立川支部になり、約1年半が 経過しました。立川支部の周囲に は、未だ法律事務所が入居できるよ うな建物がなく、現在も、ひめしゃ ら法律事務所が、東京地裁立川支部に



弁護士 伊吹 勝美

一番近い<mark>事務所のようです。</mark>そして、私の執務机は、当事務所で 出口に一番近い場所にあります。ということは……私が東京地裁 立川支部に一番近い弁護士(あくまで距離的に)ということにな ります。最近、立川市役所が立川支部の近くに移転してきまし た。地裁立川支部のある高松駅周辺も少しずつ開発が進んで いるような気がします。果たして私は、いつまでこの地 位を守っていられるでしょうか。新しいビルの建設 だけでなく、事務所内の席替え(模様替え) 提案にも注意しないと……。

Matsunawa Masayuki 弁護士 松縄

本年1月に、当事務所 に入所しました松縄昌幸です。 早いもので、私が当事務所に 入所してから、9ヶ月が経ちました。 この間、民事事件、刑事事件を問わず 様々な事件を担当する中で強く感じた ことは、弁護士にしか出来ない、弁護 士ならできることが如何に多く存在す るかということです(例えば、弁護士は

警察官等の立会なく、2人きりで警察署等に身柄を拘束されて いる人と会うことができます)。そして、その分だけ、弁護士 には大きな責任があるということです。

町のお医者さんのように、皆さんに身近な弁護士と して頑張っていきたいと思いますので、どうぞよ ろしくお願いいたします。

## 安芸からの便り、弁護士岸

法テラス安芸に赴任して8か月が過ぎました。こちらに来て実感した東京と の一番大きな違いは、自動車が日常生活の足そのものだという点です。安芸 を含む高知県東部は鉄道もバスも1時間に1本程度ですし、鉄道が通っていな い地域も多いので、車が日常の生活・仕事に不可欠です。しかし、高齢化、過 疎化が進む中では自動車を保有すること、運転することができない人も多く (生活保護受給者も原則として自動車を保有できません)、就職に不利、日常 の買い物も不便、法テラス安芸に相談に来ることも負担が重い(バスで往復 5000円以上かかる地域もあります)、という現実があります。そのため、病 院や高齢者のご自宅などに出張相談に行く機会も多く、東京にいたころより

移動距離は格段に増えました。運転技術 の未熟な私は道に迷ったり、クラクシ ョンを鳴らされたりとびくびくしなが らの移動ですが、合間には太平洋や四 国山地の山々などを眺める機会もあり、 高知の豊かな自然に気持ちを和ませて もらっています。



左から 仙頭さん、鎌田弁護士、岸弁護士、川谷さん

Ryobe Nao 事務局 両部 奈緒 . . . . . . . . 今年の4月

からひめしゃら法 律事務所の事務局となり

ました両部奈緒です。3月までは大学生 だった新社会人です。

法律のこと、法律事務のこと、社会人の こと等知らないこととたくさん出会い、日々 格闘しております。

弁護士をしっかりサポートできる事 務局となれるよう、努力してい きたいと思います。





## 市民法律講座(無料)

2011年1月29日(土) PM2:00~4:00

テーマ: 「境界と近隣トラブル」

師: 杉井厳一 弁護士

### ご近所だからこそ 解決が難しい!!





境界・騒音・自転車の置き方etc. 

終了後、無料法律相談(要予約)

### ●定例法律相談日●

\*ご相談をご希望の方はご予約下さい。

相談日 · 火曜日·木曜日·第2、4土曜日

 $10:00 \sim 11:00, 11:00 \sim 12:00$ 

·第2、4水曜日 19:00~20:00、20:00~21:00

相談料 1時間以内 5.250円(内税)

予約電話 042-548-8675

電話受付

月曜日~金曜日(祝日除)9:30~18:00

### ひめしゃら法律事務所での修習を終えて

新第63期司法修習生 麻生由里亜

です。 て相談に応じている姿を傍で見てそう 修習を経て っという間に感じ 所された方にとても親 毎日がとても新鮮 ながら弁護活動につい たことは、 ひめ しゃら法律事務所 # 事務局の方々 その名前の印 た。 2ヶ月間 2ヶ月が 学びま

ださったことに感謝しております。

な素晴らし

い環境のもとで学ばせてく

このよう

や裁判などの傍聴をさせていた ました。 約2ヶ月間 5月30日から7月29 事務所において司法修習生と て研修をさせて 修習では ひめ () 海相 ただき しまでの

こうした事務所の雰囲気 私自身 気軽に法律 もとて 慮

日触れることができ 談をすることができるよう配 得た貴重な体験を リラックスして修習をすることがで 談日などを設けるなど、 として活動 方々に向けて法律講座を開 # めしゃら法律事 務所での修習 後自分が弁護 元 相

- \*生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) が名古屋で開かれました。ミズナラ・クヌ ギなどドングリが不作で熊が市街地の柿 の木に登ったとのニュース。一方で松茸は 未曾有の豊作とか。異常気象―記録的な猛 暑・豪雨も抗い難い自然の驚異?環境問題 もアンガージュマン。
- \*エクスターンシップで以<mark>前事務</mark>所にいらし ていたお二人から司法試験に合格したと の嬉しい知らせが届きました。人権を尊 ぶ、弱者・正義の味方の法曹!
- \*事務局の片桐由輝さんが9月20日労働組合 の書記に転進(退所)しました。ご活躍を!!
- \*ともあれ、漸く、なんとか、ニュースvol.5 をお届けできほっとしています。お読みい ただければ幸いです。(森)

